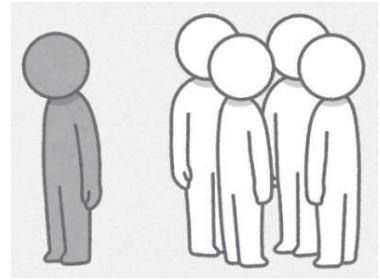
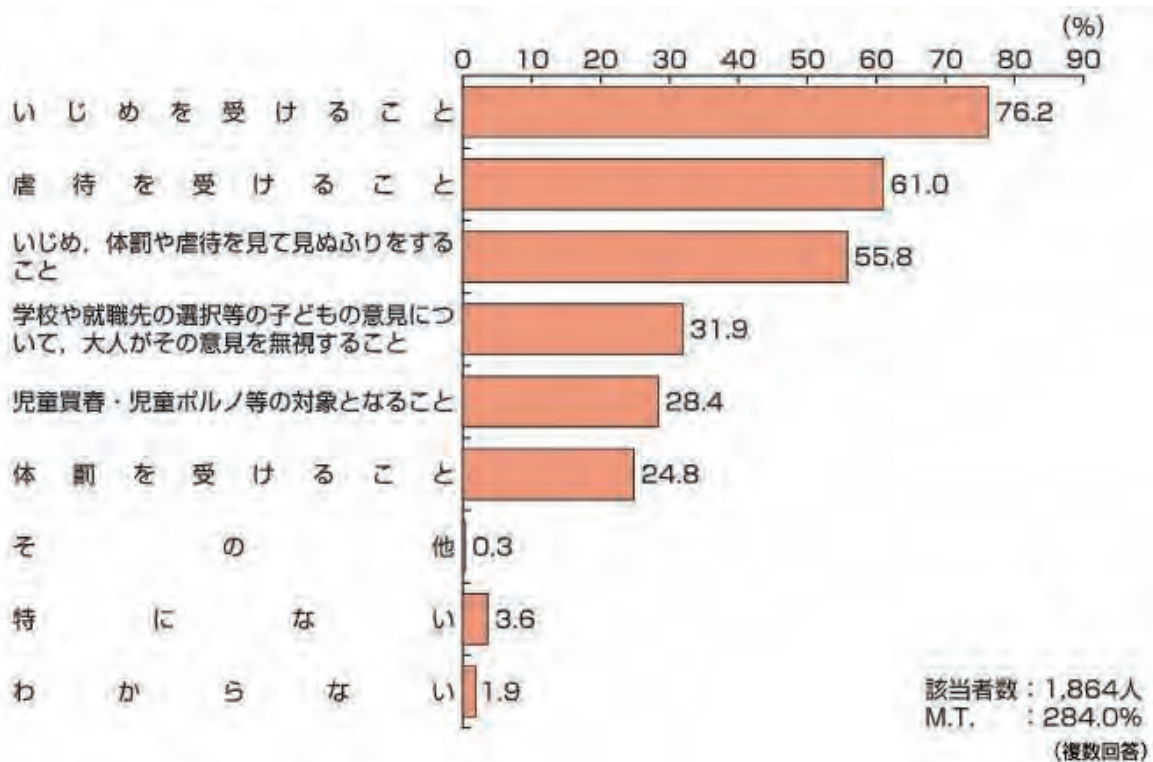


いじめの問題

いじめ防止対策推進法（平成25年）において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうことと定義しています。



いじめと子どもの人権問題



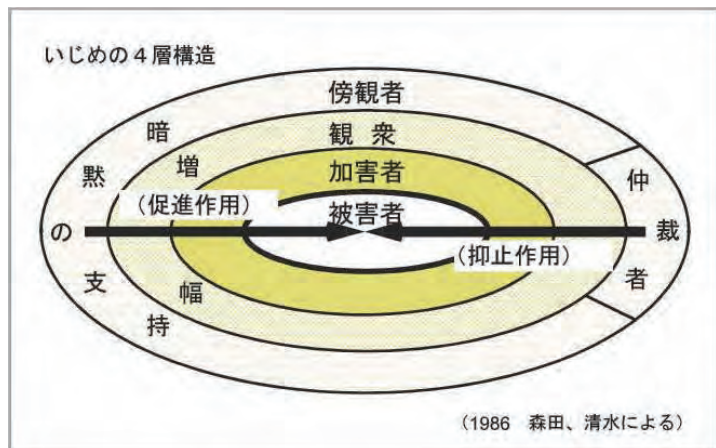
出典：「人権擁護に関する世論調査（平成24年）」（内閣府）より作成

平成24年に内閣府が行った人権擁護に関する世論調査においては、「子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？」という質問に対して、「いじめを受けること」との回答が最も多くあげられました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめの問題は、子どもの人権問題の中でも特に重要な課題であると考えている人が多いことが分かります。

○いじめの構造

いじめは、いじめ子どもといじめられる子どもだけでなく、「観衆」や「傍観者」等の周囲の子どもたちも大きく影響します。右図のように、「観衆」や「傍観者」がいじめを否定的にとらえれば抑止作用となり、いじめは沈静化に向かいますが、黙認すれば促進作用となり、いじめを一層助長させることにつながります。



「観衆」…いじめをはやし立てておもしろがって見ている子どもたちであり、明らかにいじめを支持する層。

「傍観者」…見て見ぬふりをしている子どもたちであり、自分へのいじめの広がりや恐れ、いじめられている子どもへの服従の態度を示すなど、いじめを黙認する存在。

出典：『いじめ』の理解と対応（改訂版）（栃木県教育委員会 平成24年）

○インターネット等を利用したいじめ

最近のいじめは複雑化・多様化し、情報通信機器の介在等により、一層見えにくくなっている実態もあります。特に、インターネット等を介したいじめ問題が増加傾向にあります。

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省 平成28年）結果は、高等学校におけるいじめの態様で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）や嫌なことをされる。」が、2番目の多さとなっています。

現在、多くの人々が利用しているインターネットは、便利で様々なコミュニケーションツール（SNS等）がある一方、利用の仕方によっては、いじめの原因になっています。



○お互いを尊重する社会へ

いじめの原因や背景には、子どもを取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった、人権尊重意識の希薄さがあると考えられています。

この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を高めていくことが重要です。



「やめようと言えよう 勇気で いじめゼロ」

栃木県では、学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となり、「いじめを許さない環境づくり」に取り組んでいます。この取組を一層推進するため、「いじめ防止」のスローガンやロゴマークなどを活用し、その啓発に努めています。